

「不適切な事務処理等」について

市の複数の部署における法令等の解釈を誤った不適切な事務処理4件の概要と、令和5年度時間外勤務状況の全庁調査結果の概要を公表します。

1 不適切な事務処理

(1) 各事案の概要 ※詳細は資料2-①～④

- ① 介護保険課及び各区高齢介護課において、介護保険サービス利用者に対して、過大な保険給付を行っていました。過大な保険給付は、時効とならない過去5年間に遡り109人、18,993,499円となります。保険給付の財源には国県等の負担金 1,462万8千円(a)も含まれており、今後、国県等に財政調整交付金、給付費負担金を返還します。
- ② 高齢者福祉課において、社会福祉施設に対する市の災害復旧費補助金の国庫補助制度の申請事務において、4つの被災施設のうちの1施設について、本来であれば、国庫補助金の対象であったにもかかわらず、市が算定を誤ったことにより、補助対象外と判断し、国庫補助制度への申請を漏らしていました。今後、当該施設に対し、648万2千円(b)を市単独補助事業として支出します。
- ③ 上下水道経理課において、上下水道局庁舎のテナントへ請求する共益費など上下水道事業の取引に係る消費税の課税・不課税の解釈を誤っていました。今後、修正申告が可能な過去5年分に遡り、水道事業において消費税 1,554万1千円(c)を追加納付（延滞税を含む）します。この一方で、水道事業においては3,320万7千円(d)、下水道事業においては5,236万5千円(e)が還付されます。
- ④ 児童生徒支援課において、8世帯（10児童）に対して、職員が内部の意思決定を経ないまま、学校を通じて遠距離通学費補助対象となる旨を連絡してしまいました。これにより保護者は通学定期券を購入しましたが、特例を認めるための事務手続きがとられておらず補助対象とならなかったため、購入済の定期券の払戻しに係る手数料など合計28,578円を賠償します。

(2) 対応

① 全庁的な再発防止策

事務の適正執行の徹底について、副市長から各局長に対して通知を5月10日に発出しました。各所属での朝礼、局長会議などを通じ、全ての職員に対して事務の根拠を必ず確認し、漫然と前例を踏襲しないなどの留意点を周知するよう指示し、5月17日までに全庁で再発防止の徹底を図りました。

② 市議会6月議会の対応

事案①から③については、新たに予算措置を講じる必要があるため、合計で支出予算3,665万1千円(a+b+c)、収入予算8,557万2千円(d+e)の計上を求める補正予算案を6月議会に提出します。事案④についても、速やかに費用の賠償を行い、その旨を6月議会で報告します。

③ 職員の処分

現在、各任命権者において処分を検討中です。

2 時間外勤務状況に関する調査結果の概要 ※詳細は資料2-⑤

(1) 事案の概要

令和5年度の危機管理総室における不適切な時間外勤務状況を受け、令和5年度の勤務実態について、全庁調査を行いました。調査の結果、今後、職員841人に対し、時間外勤務の未申請約3万時間分の時間外勤務手当（概算金額8,700万円）の追給を行います。

(2) 原因

時間外勤務削減のため、年間の時間外勤務時間数を配当し、原則その範囲内で、時間外勤務を行うよう、また、業務ごとに年間の時間外勤務時間数の上限を定め、上限の範囲内で時間外勤務を行うよう取り組んできました。

職員は、配当時間数や上限時間数を意識し、時間外に勤務せざるを得ない状況でも時間外勤務申請をせず業務を行うことが慣習となっていました。時間外勤務未申請の発生は、そうした組織風土が大きな原因と考えています。

(3) 対応

① 再発防止策（周知済）

各局に対し時間外勤務時間を配当していましたが、配当が不足した場合、時間外勤務を申請せず業務を行う不適切な対応が見受けられたため、令和6年度は時間外勤務時間数を配当しないことにしました。

さらに、職員が業務で使用しているパソコンの使用時間記録を活用して、適正な時間外勤務管理を徹底します。

② 予算の対応

追給は、令和6年度人件費予算で対応していきます。

③ 職員の処分

今回の件について、組織風土に起因したものであると考えているため、特定の職員の処分は行いませんが、今後、再び時間外勤務の手続きが適正になされなかったことなどが判明した場合は、関係した職員へ厳正な指導を行います。

担当：

- 1 不適切な事務処理：コンプライアンス推進課 054-221-1470
- 2 時間外勤務状況に関する調査結果の概要：人事課 054-221-1290

介護保険の過大給付

1 要旨

介護保険サービスの利用料は、利用者が1～3割を負担し、その残りは市が保険給付しています（負担割合）。また利用者が非課税世帯等の要件を満たすと、施設サービスを利用する際の食費・居住費に限度額が設定され、それを超える分も市が保険給付しています（負担限度額）。

いずれの制度も、市が前年の世帯所得等に応じて8月1日から翌年7月31日の間で判定することとされています。判定後に利用者が税の修正申告を行い、所得が変更された場合は、認定の始期である8月1日に遡って負担割合及び負担限度額を変更することとされています。

しかし、本市では、従前より、負担割合及び負担限度額を遡って変更する際の事務処理を誤り、過大給付を行っていたということを、令和5年10月に、給付費の支払を委託している静岡県国民健康保険団体連合会から指摘を受け、覚知しました。

2 事務処理誤りの内容

(1) 負担割合（介護保険課）

過年分の所得の変更があった場合、消滅時効の範囲内である5年間遡って負担割合を再判定すべきところ、誤って2年間しか遡って再判定を行っていませんでした。

このことに伴い、45人に対して11,180,586円の過大給付が発生しています。

（既にお亡くなりになられた方は、45人中24人）

(2) 負担限度額（各区高齢介護課）

所得の変更があった場合、本来8月1日に遡って認定を変更すべきところを、誤って所得の変更を把握した翌月から認定を変更していました。

また、過年分の所得更正があった場合、対象期間に遡って認定を変更すべきところを、誤って行っていませんでした。

このことに伴い、64人に対して、7,812,913円の過大給付が発生しました。

（既にお亡くなりになられた方は、64人中32人）

3 事務処理誤りの発生原因

国通知を見落とし、制度理解が不足したまま事務を行っていました。

負担割合の誤りは、平成27年に「2割」が導入された当時の国通知の見落としが原因であることを確認しています。

負担限度額の誤りは、平成12年の介護保険制度当初からである可能性もあり現在調査中です。

4 今後の対応

(1) 市議会6月の定例会への補正予算

対象者に過大給付したことに伴い、国県等に対し、財政調整交付金、給付費負担金の返還が必要となるため、1,462万8千円の予算の増額を求める補正予算案を提出します。

(2) 過大給付の取扱い

過大給付を受けた109人(18,993,499円)に対しては、主として、所得が一定基準未満の方であること等を踏まえ、返還請求は行わないこととします。

【理由】

本事案は、介護保険サービスの利用料について、低い負担割合又は負担限度額制度の適用により自己負担が軽減されている、「所得が一定基準未満の方」について、事務処理誤りがあったものです。

具体的には、主として、所得が一定基準未満であって、ある期間に収入が増加したと認められた方について、その期間における負担割合又は負担限度額の変更が適正になされなかったというものです。

過大給付を受けていた方は主として、所得が一定基準未満であり、現在も死亡者を除く53人中49人は、低い負担割合又は負担限度額制度の適用により、自己負担が軽減されている方であることから、確定した給付額を前提に生活設計を既に行ったものと考えられるため、返還を求めた場合は、生活の安定性に支障が生じる恐れがあると考えます。

また、返還請求事務の費用対効果としても、過大給付額約1,900万円の100%を徴収できたとしても、その95%程度の費用(約1,800万円)がかかると推計されました。

今回のケースでは、返還の徴収率が相当程度低いと想定され、その場合は事務コストが徴収額を上回る可能性が高いと考えられます。特に、対象者の半数を占める死亡者については、相続人の特定等に相当な時間を要するうえ、相続放棄をされている場合等で請求自体ができないことも想定されます。

本事案の過大給付は、市の瑕疵によるものであり、対象者の生活の安定性への配慮の必要性等を踏まえ、対象者への返還請求は行わないこととします。

(3) 再発防止策

国通知の見落とし(制度の理解不足)の誤りにより、このような問題が発生したことについては、誠に申し訳ございません。

今後は、国通知の内容、運用変更点等について担当者及び係長の複数名による確認を徹底し、さらに定期的に介護保険課、各区高齢介護課及びシステム業者により制度理解、情報共有のための連絡会を開催する等、それぞれの事務処理において異なる立場から再確認を行います。

担当：介護保険課 給付・認定係 (054-221-1374)

国庫補助金対象事業の認定の誤り

1 要旨

市は、令和4年から令和5年にかけて、令和4年台風第15号で被災した社会福祉施設に対し、「令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（国庫補助制度）」の事務処理を行いました。

当該事務において、市が、4つの被災施設のうちの1施設について、国庫補助制度の対象の可否を判断する際の算定を誤ったことにより、補助対象外と判断し、国庫補助制度への申請を漏らしていたということを、令和6年3月末に当該施設から指摘を受け、覚知しました。

2 事務処理誤りの内容

国庫補助制度の対象の可否は、施設が要した復旧事業費用から損害保険金等の復旧関連の収入を控除し、控除後の金額が国庫補助制度の対象基準額である80万円を上回るかどうかで判定することとなっていました。

国庫補助制度の対象の可否について、施設から受領していた申請資料中、「損害保険金」により算定すべきところを、誤って「損害保険の鑑定額」（施設が要した復旧事業費用額全体にほぼ相当）を用いて計算していました。「損害保険金」と比べて金額が高い「損害保険の鑑定額」で誤って計算したことで、算定後の金額が国庫補助制度の対象の判断基準である80万円以下となったことから、国庫補助制度の対象とならないものと判断していました。

3 事務処理誤りの発生原因

事務事業事故の発生の直接原因は、国庫補助制度の対象の可否を判断するための算定において、損害保険金等の復旧関連の収入を確認する際、被災施設から受領した資料（被災施設が加入する保険会社作成）の「鑑定金額」（損害保険の鑑定額）を見て、それを「損害保険金」とであると誤認し、それに気づかないまま事務処理を完結させてしまったことです。

一方、この事務処理誤りを引き起こした背景にある間接原因は、以下の3点であると考えています。

- ・ 国への申請前に、被災施設に対し、市が作成した資料の内容を確認すべきという意識やルールがなく、実際にも確認しなかったこと。
- ・ 国庫補助対象の候補施設が複数ある場合に、その内の一つの施設だけが補助対象外の施設となることに疑問を持つことなく、組織やシステムとして、対象外となる理由を精査すべきという意識やルールがなく、実際にも精査をしなかったこと。
- ・ 市として、初めて激甚災害の指定を受けたため、被災から当該補助金の交付までの事務等に不慣れで、確認すべき内容や手順をあらかじめ明確にできない中で事務処理を行ったこと。

次頁あり

4 今後の対応

(1) 市議会6月定例会への補正予算の提出

本来であれば、国庫補助金の対象であったにもかかわらず、事務の誤りによって補助金が交付されていないことから、当該施設への補助金交付のため、市単独補助事業として、648万2千円の予算の増額を求める補正予算案を提出します。(さかのぼって、国庫補助事業とはできないため、市が補助を行う)

補正予算承認後、当該施設へ補助金を交付します。

(2) 再発防止策

職員が誤認し又はその誤認に気づけなかったことについては、誠に申し訳ありません。担当者を含め決裁に関わる者に対して、正確な業務処理に一層努めるよう、既に周知徹底しました。

その上で、国への申請前の施設への確認や、補助対象外の判断に係る精査等の間接原因に対しては、今後は、以下のとおりとし、再発防止を図ります。

- ・ 被災施設から受領した資料を基に市が修正・作成した文書について、必ず当該施設への確認を行い、決裁時に当該施設が文書を確認済みであると確認できるメール等を添付すること。
- ・ 国庫補助対象の候補施設のうち、補助対象外の施設と判定した場合には、理由を再度精査すること。
- ・ 上記をルール化するためのマニュアルやチェックリスト（補助制度の対象外とした場合にも対象外とした根拠を入念に確認できる作業手順等）の雛形等を作成し、再度補助金対応が発生した場合に備えた引継を確実にすること。

担当：高齢者福祉課 054-221-1201

上下水道事業に係る消費税の課税・不課税の判断誤り

1 要旨

令和5年10月から、課税取引の場合は請求書等に消費税額等の記載が義務化されましたが、水道事業における一部の取引では、不課税取引（※1）の場合、請求書に消費税額等の記載はありません。

令和5年10月上旬、上下水道局庁舎テナントから「庁舎共益費の請求書に消費税額等の記載がないが、共益費は消費税額等を記載する課税取引ではないのか」と相談がありました。これを受け、共益費は課税取引と不課税取引のどちらに該当するのか静岡税務署へ確認したところ、原則、課税取引であるとの回答を得ました。また、共益費と類似した取扱いをする下水道事業へ請求する水道料金・下水道使用料賦課徴収に係る負担金と電算機器リース料負担金についても、共益費と同様に原則、課税取引であるとの回答を得ました。

これらの回答を受け、水道事業及び下水道事業における全ての取引の課税区分の取扱いを改めて静岡税務署へ確認したところ、上記以外の誤りはありませんでした。

税法上修正申告が可能な過去5年分（平成30年度から令和4年度まで）について、誤りであった不課税取引を課税取引に修正し、消費税の納税額を再計算したところ、水道事業においては追加納付、延滞税の納付及び還付が発生し、下水道事業においては還付が発生することを覚知しました。

※1 不課税取引・・・事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供に該当せず、消費税が課されない取引のこと。（例：補助金、保険金等）

2 事務処理誤りの内容

（1）課税と不課税の判断が誤っていた取引（水道事業は収入、下水道事業は支出）

水道事業が下水道事業やテナントの使用分も含めて契約業者へ全額支払い、支払い後に使用者へ請求する立替払いの性質をもつ以下の取引を、年度によって取扱いを変えていました。

- ①上下水道局庁舎テナントへ請求する共益費（電気料等）
- ②下水道事業へ請求する水道料金・下水道使用料賦課徴収に係る負担金
- ③下水道事業へ請求する電算機器リース料負担金

【各年度における水道事業と下水道事業の課税区分】

（太字下線箇所が判断誤りであり、不課税から課税へ修正する）

年度	H30(2019)	R1(2020)	R2(2021)	R3(2022)	R4(2023)
水道事業 (収入)	①課税	①課税	①課税	<u>①不課税</u>	<u>①不課税</u>
	②課税	②課税	②課税	<u>②不課税</u>	<u>②不課税</u>
	<u>③不課税</u>	<u>③不課税</u>	③課税	<u>③不課税</u>	<u>③不課税</u>
下水道事業 (支出)	①課税	①課税	①課税	<u>①不課税</u>	<u>①不課税</u>
	②課税	②課税	②課税	<u>②不課税</u>	<u>②不課税</u>
	③課税	③課税	③課税	<u>③不課税</u>	<u>③不課税</u>

次頁あり

(2) 各年度における消費税の計算への影響

納付する消費税は、特定収入割合に応じて以下2つのどちらかで計算されます。

①年度における特定収入割合が5%以下の場合

消費税額＝課税売上（収入）に係る消費税額 － 課税仕入等（支出）に係る消費税額

②年度における特定収入割合が5%超の場合

消費税額＝課税売上（収入）に係る消費税額 － （課税仕入等（支出）に係る消費税額
－ 特定収入に係る課税仕入等税額）

〈用語の説明〉

特定収入・・・不課税収入のうち補助金や他会計負担金などの収入のこと。水道事業においては、課税区分を誤った3つの取引について、特定収入として扱っていた。

特定収入割合 ＝
$$\frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{課税売上高（税抜）} + \text{非課税売上高} + \text{特定収入の合計額}}$$

非課税売上高・・・土地の貸付けなど、事業者が事業として対価を得て行うものであっても、消費税を課税しない売上（収入）のこと。

〈水道事業〉

（平成30年度及び令和元年度）

- ・特定収入割合は5%以下のままである。（H30：4.4%→3.5%、R1：4.1%→3.1%）
→消費税額の計算式は、①のまま変わらない。
- ・不課税収入を課税収入へ修正することで「課税売上（収入）に係る消費税額」が増加するため、追加納付が発生する。

（令和3年度）

- ・特定収入割合は5%超から5%以下となる。（6.4%→4.1%）
→消費税額の計算式は、②から①へ変わる。
- ・不課税収入を課税収入へ修正することで「課税売上（収入）に係る消費税額」が増加するものの、「特定収入に係る消費税相当額」の控除計算が不要となり、還付が発生する。

（令和4年度）

- ・特定収入割合は5%超のままである。（9.1%→6.1%）
→消費税額の計算式は、②のまま変わらない。
- ・不課税収入を課税収入へ修正することで、「課税売上（収入）に係る消費税額」が増加するものの、「特定収入に係る消費税相当額」がほぼ同額の減少となる。また、消費税の計算過程で端数が発生し、「課税仕入（支出）に係る消費税額」が増加するため、還付が発生する。

〈下水道事業〉

（令和3年度及び令和4年度）

- ・特定収入割合は5%超のままである。
→消費税額の計算式は、②のまま変わらない。
- ・不課税支出を課税支出へ修正することで、「課税仕入（支出）に係る消費税額」が増加し、還付が発生する。

次頁あり

(3) 消費税の修正申告の内容

〈水道事業〉 追加納付額：15,150,600 円、延滞税：389,900 円 計 15,540,500 円

還付額：33,207,300 円

(単位：円)

年度	H30(2019)	R1(2020)	R2(2021)	R3(2022)	R4(2023)
追加納付額 (△は還付額)	6,862,100	8,288,500	—	△33,203,800	△3,500
延滞税	178,800	211,100	—	—	—
特定収入割合	4.4%→3.5%	4.1%→3.1%	2.7%	6.4%→4.1%	9.1%→6.1%

〈下水道事業〉 還付額：52,365,000 円

(単位：円)

年度	H30(2019)	R1(2020)	R2(2021)	R3(2022)	R4(2023)
追加納付額 (△は還付)	—	—	—	△25,667,600	△26,697,400
延滞税	—	—	—	—	—
特定収入割合	5%超で変更なし				

3 事務処理誤りの発生原因

- ・前年度とは異なる課税区分への変更にもかかわらず、その妥当性について所属の独断で処理してしまったこと。
- ・消費税額の納税計算という企業会計特有の業務にもかかわらず、マニュアル等の十分な整備がなく、業務を担当する職員に消費税の課税区分の認識が不足していたことなどの要因があり、組織としての管理が徹底されていなかったことです。

4 今後の対応

(1) 市議会6月定例会への補正予算の提出

① 水道事業においては、追加納付額 1,515 万 1 千円、延滞税 39 万円の計 1,554 万 1 千円の支出予算と、還付となる 3,320 万 7 千円の収入予算を計上します。

② 下水道事業においては、還付となる 5,236 万 5 千円の収入予算を計上します。

(2) 消費税の追加納付、延滞税及び還付の取扱い

平成 30 年度分の消費税修正申告期限である令和 6 年 6 月 30 日までに過年度の消費税修正申告及び納付を行います。

(3) 再発防止策

課税区分を変更する際は、所属の独断とせず、税務署に必ず確認します。

また、水道事業及び下水道事業における取引の課税区分について、マニュアルを作成し、局内各課へ周知徹底を図ります。

担当：上下水道経理課 054-270-9204(水道事業)
054-270-9205(下水道事業)

遠距離通学補助に係る誤ったお知らせによる損害の発生

1 要旨

静岡市は、静岡市立小・中学校の児童・生徒の遠距離通学に係る経費負担軽減のため、静岡市遠距離通学事業補助金交付要綱に基づき、対象となる児童・生徒の保護者に対し、補助金を交付しています。

南藁科小学校とそのPTAから、一部の地域（補助対象外）を特例として補助金交付の対象にして欲しいと要望があり、令和6年2月、児童生徒支援課の職員は、内部の意思決定の手続きを経ないまま、学校を通じて補助対象となる旨を連絡してしまいました。

連絡を受けた保護者は補助金交付の対象となることから、児童用の路線バスの通学定期券を購入しました。

しかし、実際には、特例として補助対象者と認める市としての意思決定が行われておらず、この定期券の購入代金は補助対象になりません。

このため、保護者は購入した定期券を払い戻すなどを行う必要がありました。結果として、市は、保護者に対して、定期券払戻しに係る手数料、定期券購入及び払戻しに伴う交通費、従前使用していた定期券の買換えに要する経費等の損害を与えることになってしまいました。

2 対象者及び対象者の被った損害金額

対象者	8世帯（10児童）
損害金額	28,578円

3 今回の事案の発生原因

特例として補助対象と認めるための事務手続きがとられていないにも関わらず、児童生徒支援課の職員から当該校に対して補助対象となる旨を連絡したことから、当該校は学校便りを通して、保護者にお知らせしたことが原因です。

4 静岡市遠距離通学事業補助金交付要綱の通学定期券補助の概要

（1）補助対象者

- ① 通学距離が4km以上（中山間地・へき地学校は3km以上）で、バス通学する児童の保護者
- ② 通学距離が6km以上（自転車通学困難地域は4km以上）で、バス通学する生徒の保護者

（2）南藁科小学校からの要望

牧ヶ谷地区及び小瀬戸地区からの通学路について、交通量が多くガードレールが無い箇所があるほか、急激な天候の変化による浸水のおそれ等もあり、児童の登下校の安全を確保するため、路線バスの通学定期券を補助対象とするよう求めるもの。

次頁あり

5 今後の対応

(1) 保護者への賠償手続き

できるだけ速やかに対象者へ賠償手続きを進める予定です。

(2) 再発防止策

- ・係・課内のチェック体制の強化と規則・要綱に則った適正な事務体制を整えます。
- ・担当者・係長及び課長は、業務の根拠となる要綱を把握し、要綱改正の有無や改正内容を確認します。また、担当者や係員は、規則や要綱に基づく事業内容を正しく理解します。
- ・制度改正が必要な場合は、予算の裏付けがあることを前提に、要綱等の改正協議を関係各課と行います。

担当：児童生徒支援課(054-354-2377)

「時間外勤務状況に関する全庁調査結果の概要」

令和5年度の危機管理総室における不適切な時間外勤務状況を受け、令和5年度の時間外勤務の状況について全庁調査を行いましたので、その結果を公表します。調査の結果、時間外勤務を行いながら未申告とされていたため、追給が必要な職員が生じました。よって、対象職員に対し、時間外勤務手当の追給を行います。

今後、職員の時間外勤務時間を正確に把握し、適正に管理するため、再発防止策を徹底していきます。

1 調査の概要

- (1) 対象期間 令和5年4月1日～令和6年1月31日
(令和6年2月、3月分は調査中)
- (2) 内 容 各所属長は、退庁記録と承認済の時間外勤務実績の記録を突合した資料などを参考として、本人に聞き取りを行い、勤務実態の有無を確認しました。
- (3) 実施時期 令和6年1月～令和6年5月

2 調査結果

- (1) 対 象 者 841人
- (2) 追 加 時 間 31,631時間
- (3) 概 算 額 約8,700万円（令和5年度の職員平均時間外単価から算出した額）
- (4) 支 給 時 期 職員給与の毎月の支給日に合わせて随時支給していきます。

3 再発防止への取組（職員へ周知済）

これまで、時間外勤務の削減を進めるため、各局に対し、年間の時間外勤務時間数を配当し、原則その範囲内で、時間外勤務を行うことを目標に取り組んできました。また、業務ごとに年間の時間外勤務時間数の上限を定め、上限の範囲内で時間外勤務を行うよう取り組んできました。

このことから、職員は、配当時間数や上限時間数を意識し、時間外に勤務せざるを得ない状況でも時間外勤務申請をせず業務を行うことが慣習となってしまったと推定しました。問題発生 of 大きな原因はそうした組織風土にあると考えています。

そのほか、各所属長における、職員の時間外勤務状況の確認方法は、職員からの自己申告によるため、組織として、申請間違いや申請忘れを確認できる仕組みがなく、本市の勤務時間の確認方法に不備があったことが原因と考えており、以下の再発防止策に取り組んでいきます。

次項あり

(1) 適正な時間外勤務時間の把握の徹底

- ① 各所属長は、朝礼や課内会議などで定期的に部下職員に適正な時間外勤務手続を周知し、時間外勤務の適正な手続を徹底します。
- ② 職員の勤務時間の実態を把握する一助とするため、人事課等各人事担当課からパソコンの使用時間の記録を所属長へ提供し、所属長は当該記録と承認済の時間外勤務実績を照合し、必要に応じて職員に聞取りをすることで、適正な時間外勤務時間の把握を徹底します。

(2) 所属長・係長と部下職員の時間外勤務に関する共通理解の促進

所属長・係長と部下職員がこれまで以上にコミュニケーションを図り、業務の進捗等について理解、共有をしたうえで、時間外勤務の事前命令・事後確認を徹底することで時間外勤務手当の修正を生じさせないようにし、やむを得ない場合を除き、必ず時間外勤務を行った翌日までに勤務実態の把握を完了します。

(3) マネジメント機能を確保するための取組の促進

万が一時間外勤務手当の修正が生じた場合は、その原因について人事課が所属に対してヒアリングを実施し、所属において、職員の勤務時間が適切に管理されていない事実が判明した場合や、同一の所属において引き続き見受けられる場合は、職員に対し、厳正な指導を行うことで、マネジメント機能を確保します。

(4) 時間外勤務の要因分析と縮減に向けた取組の実施

自らの所属において時間外の増加原因を把握し、どこに問題があるのかを分析し、時間外勤務の縮減を徹底していきます。

(5) 事務事業の効率化

本市においては事務事業の効率化がまだ不十分であり、それにより総勤務時間が長い傾向にあります。とりわけ、DXの導入が遅れており令和6年度は事務事業の効率化の推進を徹底していきます。

担当：人事課 054-221-1290
